

令和元年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和2年3月末現在) (No:1)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
1 土 (1)	H31.04.18 15:10 架空物	河川	護岸工事現場において、堤防天端でバックホウと車両の入替作業中、作業員の不注意等により、ケーブルテレビの架線に接触断線した。また、同時に個人宅1軒への電話線の引き込み線が外れ電話が不通となる被害も併せて発生した。 (物損事故) 公衆災害 (3.5h回線不通)	・当日は高さ制限バーが撤去されていた。 ・KY活動で注意喚起はされていたが、作業員の認識不足、注意不足による。 ・予定外の作業であったにもかかわらず、作業員は、現場代理人、主任技術者への連絡を怠った。	・工事が完了するまで、高さ制限バーを設置 ・架空線の箇所へ侵入しないようバリケードを設置。 ・KY活動で架空線位置の確認徹底と重機移動時は見張り員を配置。 ・予定外の作業が生じた場合は、必ず現場代理人、主任技術者と打ち合わせ等を行う。
2 土 (2)	H31.04.20 10:00 墜落・転落	道路	落石防護施設アンカー工準備のため、擁壁上へ機材荷揚げ作業中、雪崩が発生しその際、擁壁上の作業員に雪玉が当たり、路面へ落下し負傷した。 男46歳左 足すね骨幹部骨折 2本、 歯牙損傷、上唇裂創 (全治3か月程度)	雪崩の危険性があるにもかかわらず、異常時の避難方法を定めていなかったため、逃げ遅れ被災したものの。	・雪崩発生時の雪崩のルートを考慮し、避難路を設置し、作業員に周知する。 ・専属の斜面監視員を配置し、常に斜面状況を監視する。 ・斜面上方からの落下物に対するリスクアセスメントを項目追加しKY活動。
3 土 (3)	H31.04.22 不明 架空物	道路	構造物取り壊し作業中に重機(バックホウ)によって、信号交差点の北東側の歩行者用灯器(岐阜県公安委員会)を、破損させた。 (物損事故) 公衆災害 (・歩行者用信号灯器 破損)	・注意喚起のため、歩行者信号機に黄色のシートを掛けていた。また、朝礼時に、重機使用時の安全確認を徹底していたにもかかわらず、重機オペレーターが安全確認を怠った。	・事故防止マニュアルのチェックリストを活用し、事前確認を徹底する。 ・工事着手前にKY活動で上空施設の位置確認を作業員全員にさせる。 ・監視員を設置する。
4 土 (4)	R1.05.08 9:15 飛来物・落下物	砂防	クレーンの旋回範囲に支障となる立木を伐採していたが、木が大きかったことから、立木上部にワイヤーを掛け、クレーンで吊りながら伐採し、伐採後に安全な場所へ移動させる際、ワイヤーから抜けて落下し、山側に倒れ、被災者に接触し、被災者は斜面を約5m滑り落ちた。 男50歳 左肩甲骨骨折等 (2か月の安勢)	・支障木の吊り上げ時に安全な場所へ避難しなかった。 ・中継監視役が伐採役への避難指示をせず、安全性の確認を怠ったうえ、クレーンへの吊上げ指示を出した。 ・始業前のKY活動で話題に出たにも関わらず、作業の慣れから吊荷の落下の危険性を考えていなかった。	・支障木の吊り上げ時には安全な場所へ避難する。 ・監視役が周りの安全を確認した後、次の作業へ移る。 ・吊荷の落下の危険性を考慮し、作業員同士で声かけを実施する。

令和元年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和2年3月末現在) (No:2)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
5 土 (5)	R1.05.16 11:30 転倒	道路	加熱したアスファルト系防水材を容器に入れ運搬する作業において、被災者は溶融釜から容器に防水材を移し、容器を持ち上げ振り返ったところ、養生シートに付着したプライマーを踏んでバランスを崩した。その際、防水材の入った容器を慌てて地面に置いたため、容器内の防水材が飛び散り、右腕と顔にかかった。防水材が右腕と顔にかかったはずみで、さらに態勢を崩し、地面に右手をついたところ、飛び散った防水材に触れ火傷を負った。 男21歳 掌、腕、顔火傷(3週間休業)	・養生シートにプライマーが付着していたが、これを放置していた。 ・作業手順書に定められた保護具を装着していなかった。 ・溶剤の入った容器を持ち上げ体勢を変える際、バランスを崩す可能性のある体勢で作業をしていた。	・養生シートの上にコンパネを敷いて作業床とする。また、プライマーが付着した場合は清掃等対策を施す。 ・作業手順書に記載の保護具装着を徹底する。 ・運搬作業の際は一連の動作で容器の持ち替え、体勢を変えることをしないよう、作業順序を定める。
6 土 (6)	R1.05.25 10:00 飛来物・落下物	河川砂防	堰堤補修工事現場にて、仮排水管設置作業を進めていた際、大型土のうを移動させようとBHが移動したところ、1mの高さから、その場で待機していた被災者の上に、転石が滑り落ち下敷きとなり負傷したものの。 男45歳 骨盤骨折等(全治3ヶ月)	転石が多い現場にも関わらず、転石の落下、滑動等の危険性の認識が無かった。 また、その危険性の認識が無かったため、作業員同士の声掛けも不足していた。	1) 落下しそうな転石をマーキングし、目視で確認できるようにする。 2) 転石付近に人がいない事を確認したうえで重機を移動させる。 3) 危険箇所での作業は、作業員同士で声を掛け合い、安全の確保に努める。
7 農 (1)	R1.05.31 15:20 埋設物	農地	排水路改修工事において、バックホウ(0.1m ³)で掘削作業中に、埋設されていた上水道の住宅への引込管(ポリ管φ25mm)に接触し、本管(VPφ100mm)とつながるジョイント部から抜け落ちた。 (物損事故) 公衆災害(上水道73戸 20分間断水)	人力作業で試掘を行い確認後バックホウ掘削作業を行う手順となっていた。しかし、当該箇所では玉石が多かったことからバックホウによる作業を行ったため、水道管を破損した。現場状況が変わった場合、より慎重に試掘作業をする必要があった。	・事故発生防止ミーティングで、人力掘削と再発防止の徹底を図る。 ・再度、引込管の位置を調査し、配管箇所をマーキング等で明示する。 ・事前に管理者と掘削位置の打合せを行い、立会いのもと掘削作業を行う。
8 農 (2)	R1.06.03 1150 架空物	農地	山土砂を仮置き場へ運搬する作業をしていたところ、仮置き場からダンプ荷台を上げたまま走行したため、最初に4本の架空線(中電、NTT、通信会社ケーブル、NHKケーブルテレビ)に接触切断、さらにNTTケーブルに接触し中電柱共架線の装柱金物を変形させた。 (物損事故) 公衆災害 ・中電架線断線、1世帯 中断時間4.5時間 ・NTT架線切断、1世帯 中断時間 4.7時間 ・通信会社ケーブル切断、1世帯中断時間4.7時間。 ・NHKケーブルテレビ1世帯 中断時間23.7時間。 ・NTT装柱金具破損。	・受注者の車両点検不備により、荷台上昇を知らせるブザー故障に気づかず運転者が荷台上昇したままであることを認識できなかったこと。 ・その日の工程が厳しく、運搬作業を一人で行っていたことから、運転者の不注意を誘発しダンプレバーの操作を失念してしまった。	・工事車両の点検の徹底、点検簿の設置。 ・ダンプの荷台の確認を下車して指差呼称して行う。 ・資材置き場出入り口に注意看板、ゲートを設置する。 ・架空線に対する注意看板を設置する。

令和元年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和2年3月末現在) (No:3)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
9 土 (7)	R1.06.07 9:25 架空物	道路	クレーン付きトラック(4t)にて工事資材を現場へ運搬中、クレーンのブームを下げる操作を急ったため、走行中にブームが岐阜県の道路情報提供電光表示板に接触し、同施設を破損させた。 (物損事故) 公衆災害・道路情報提供電光表示版破損(表示不点灯)	クレーン付きトラックのブーム操作について、指差呼称による収納確認を行うこととしていたが実施されていなかった。また、KY活動において、運搬作業時のブーム収納確認について対象となっていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーン付きトラックでの運搬作業に対するリスクメントを項目追加したKY活動の実施。 ・ブーム収納確認、アトリガーの張出収納確認を、指差呼称で行うことの周知徹底。 ・クレーン付きトラック運転席に、ブーム収納確認、アトリガー張出収納確認のシールを貼り注意を促す。
10 土 (8)	R1.06.25 9:00 草刈・除草	道路	片側通行規制し、肩掛式草刈機で草刈り作業を行っていたところ飛石が発生し、防護板の上を越え、西進していたトラック助手席窓ガラスに当たり破損した。 (物損事故) 公衆災害・通行車両1台 後部窓ガラス破損	路側の除草する際、草の根に堆積した土砂を掬い上げる形で草刈機の刃が入ってしまったことにより飛石が発生し、防護板の上を越え飛散したため事故となった。	<ul style="list-style-type: none"> ・路側等の草刈ではバリカンタイプの刃を使用する ・刃の回転方向、飛石方向を予測した刈り方及び防護板の設置位置をKY時に全員で確認する
11 土 (9)	R1.06.28 10:20 草刈・除草	道路	北進車線を片側通行規制し、肩掛式草刈機で草刈り作業を行っていたところ、小石が防護ネットの脇から南進斜め方向に跳ね、南進していた自動車後部右側窓ガラスに当たり破損した。 (物損事故) 公衆災害・通行車両1台 助手席ガラス破損	防護ネットをコの字形状として使用することとしていたが、直線形状で使用されていたうえに、草刈機の刃と防護ネットの離隔についても50cmとしていたところ、離隔1mで作業を行っていたため事故が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝のKY活動時に防護ネットをコの字形状での使用を徹底。 ・草刈機の刃と防護ネットの離隔を50cm程度とし、草刈位置が防護ネットの中央付近となるよう移動する。
12 土 (10)	R1.07.01 13:26 架空物	道路	ダンプにて土砂運搬作業時に、土砂仮置き場で荷卸し後、荷台を上げていることを失念したまま県道へ進入し、その状態で走行したため、NTT架線(光ファイバーケーブル)に荷台が接触し切断した。 (物損事故) 公衆災害 (NTTケーブル断線 7軒、約5時間の回線不通)	仮置き場で荷卸し等作業中に携帯電話で、耳に装着したハンズフリー装置で通話した状態のまま現場へ戻ろうとしたため、荷台を下げることを失念し、さらに警告音にも気づかず走行したことにより、県道を横断している架空線に接触した。また、荷卸し後の荷台の状態の確認も怠っていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転中の通話の禁止、及び荷台の状態確認の徹底。 ・施工現場や仮置場等の出入り口で、単管パイプ等による高さ制限の表示の実施 ・施工現場や仮置場等の出入り口で、荷台等の状態の確認を促す看板の設置 ・ダンプトラック車内にダンプ運行注意事項の掲示

令和元年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和2年3月末現在) (No:4)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
13 土 (11)	R1.08.06 9:30 埋設物	道路維持	<p>既設道路側溝取壊し掘削作業を行った際に、埋設ガス管が損傷し、ガス漏れが発生した。 埋設管占有者に確認したところ、老朽化が進行したガス管であることから、本件ガス漏れについて、今回の掘削が、直接の原因であると断定も否定もできないことが判明した。</p> <p>公衆災害 埋設ガス管損傷 (ガス漏れ) (損傷による特段の影響・損害は無かった)</p>	<p>掘削作業を行う際、埋設物管理者に対して、事前に埋設管位置の確認及び試掘を行っていなかった。</p>	<p>掘削作業を行う際、事前に地下埋設物の有無を照会し、管理者立会のもと試掘等で確認する。 地下埋設物の事故防止マニュアルを参考とし、慎重に掘削を行う。</p>
14 土 (12)	R1.08.20 10:05 飛来物・落下物	道路	<p>法面工事において、国道を片側交互通行規制し、老朽落石防護網及び吹付モルタルを撤去し、法面に親網を追加設置する作業をしていたところ、落石が発生し、仮設落石防護柵を越えて、走行中のダンプを直撃しこれを損傷させた。</p> <p>公衆災害 (物損事故) ・一般車両運転席ドア損傷</p>	<p>現場条件から落石の跳躍量を推定し仮設防護柵高を決めていたが、落石が法面上の局部的な突起により想定外の跳躍をしたため、落石がこれを越えてしまった。また、法面作業内容に応じた通行車両への対応(一時通行止め、作業休止)の必要性について認識が不足していたうえ、落石発生の現認者がいない等見張員の配置も適切でなかった。</p>	<p>仮設落石防護柵高h=2mからh=4mに嵩上げし、ネットも強化する。 きめ細かいKY活動を行い、落石発生の恐れがある作業時には、作業中断又は一時的通行規制の必要性を周知徹底する。 作業全体を見渡せる位置に見張員を追加する。</p>
15 土 (13)	R1.09.13 9:20 転倒	建築	<p>建物改修工事において、設備工事業者がコア抜き穴の養生作業を行っていたが、内装工事作業員が内装用足場組み立て作業を行うため現場確認をしようと現場便所へ進入したところ、床のコア抜き穴につまずき転倒し負傷。</p> <p>男 48歳 右手首、右肋骨骨折(全治1ヶ月)</p>	<p>本人が朝礼時の打ち合わせで、現場代理人からコア抜き穴の養生が終了するまでは、次の作業に取掛らないよう指導を受けていたにもかかわらず、養生終了前に事故発生場所へ立ち入ったことが原因。</p>	<p>今回事例を揚げ、朝礼・KYでの安全対策の周知徹底。 現場内の危険個所の養生徹底、及び足元の悪い箇所での作業を行わない。 現場代理人は、作業がラップしないよう、下請け業者間の調整を確実に行う。</p>
16 林 (1)	R1.09.24 13:25 立木処理	治山	<p>被災者は、伐採木を搬出するため林内特装車の荷台に、積み込み作業を行っていた際、荷台上で転がってきた伐採木と荷台に指を挟み負傷。</p> <p>男 72歳 左小指切断(3週間の加療)</p>	<p>玉掛けワイヤーを外す時、木材が安定した状態で置かれているのか確認が不十分。 特装車の荷台に上がる際に、荷台上の木材の安定状況の確認を怠った。また、同車両の昇降設備を使用せず、安易に荷台に手を掛けた。 傾斜地での積み込み作業で危険性があったが、作業手順書が作成されていなかった。</p>	<p>木材の積卸し作業では、荷の安定状況を十分確認し作業を進めることとし、吊り上げ吊り下ろし時に、荷の安定の確認の合図を視差呼称で交わし作業することを徹底する。 荷台への積み込みには、木材の元口を荷台奥側に積み込むこととし、荷台への昇り降りは必ず手足掛けの付いた位置で行うこととする 手順書を作成し現場作業員に作業手順に沿った作業を徹底させる。</p>

令和元年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和2年3月末現在) (No:5)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
17 林 (2)	R1.09.27 11:00 工具・資材	建築	作業員がエアードリル機で、屋根野地板張り作業中に、連続ドリル状態で、誤ってトリガーを引いたまま射出口が足の甲に当たり、釘が射出され足の甲に釘が刺さり負傷した。 男15歳 右足異物、右足穿通創、右第1中足骨損傷(全治4週間)	・釘を打込むとき以外、トリガーに手を掛けたまま連続作業をするという不注意による。 ・作業員の経験が浅いことによる、ドリル機の適正な使用方法の習得不足。	・ドリル機の取り扱い及び注意点の徹底 ・ドリル機にトリガーに手を掛けたままの連続作業禁止シールを貼り、注意喚起する。 ・新規入場者教育、災害防止協議会において、事象事例を説明し注意を促す。
18 土 (14)	R1.10.03 9:30 架空物	道路	道路工事にて、側溝敷設作業時に、バックホウ(クレーン仕様)で製品を吊上げ、旋回したところ、N T T 架線に接触し架線(アナログ回線)を断線。 公衆物損 ・ N T T 回線不通 (関係戸数 1戸、回線不通時間 約2時間)	・監視員がその場を離れていたにもかかわらず、BHによる吊上げ作業を続けた。 ・架空線の保護カバーを設置しなかった。 ・架空線位置等を示す看板等の表示をしなかった。	・社内工程会議にて、事故防止対策の再教育を行う。 ・安全衛生責任者は、架空線近接作業開始前に、現場の安全対策状況を確認する。 ・監視員が不在となる場合は、作業を一時中止する。 ・架空線に防護カバーを設置する。 ・架空線位置を明示する看板等を設置する。
19 土 (15)	R1.10.07 8:42 架空物	道路	道路工事において、BHで荷下ろし作業中、通信会社の基地アンテナ施設への通信ケーブルに接触し断線。 公衆災害 ・通信施設(アンテナ)機能停止 (4時間半機能停止:電波障害による苦情なし)	・架空線近接箇所でも荷下ろし作業するにもかかわらず、架空線の防護・目印の設置等の保安措置をとっていなかった。 ・玉掛け作業員が、クレーン作業の監視員を兼ねていたため、監視が十分できなかった。	・架空線の下で作業を行わない。 ・架空線に対する保安措置をする。 ・機械等架線下通過時には、監視員を専属で配置する。 ・社内全体及び下請け業者で安全会議を開催し、再発防止の徹底を図る。
20 土 (16)	R1.10.09 9:45 建設機械	災害	災害復旧工事を実施していたが、週末の台風に伴い、バックホウ(クレーン機能無)で仮設道路・仮排水管撤去作業を行っていた際、仮設道路下方の排水管をバケツで抱えて移動させようとし、バランスを崩してH=3.5m下の河床に横転し、運転手が投げ出され負傷した。 男57歳 急性肺炎、肺挫傷、腰椎横突起骨折、頭部打撲、両手関節打撲、右下腿打撲(全治4週間)	・台風に伴う撤去作業のため、焦って作業をしていた。 ・バックホウが横向きの状態で、重機の足場より下方の重量物を移動させようとしたため、バランスを崩した。 ・扱う対象物(鉄管)の重量確認を怠った。	・現場代理人が重機で扱う対象物の重量確認をし、KY活動表に記入して作業前に周知を図る。 ・運転手による重機位置や足場状態の確認を徹底し、現場代理人による二重確認を行い、KY活動表に記入して作業前に周知を図る。 ・安全会議を開催し、事故発生原因、改善対策、再発防止について周知を図る。

令和元年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和2年3月末現在) (No:6)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
21 土 (17)	R1.10.21 13:30 架空物	道路	道路工事の舗装取壊工において、バックホウでダンプへAS殻を積み込み作業中、道路案内看板接触し、これを破損した。 (物損事故) 公衆物損 (道路案内看板一部破損)	・朝礼、KY活動時に、架空物への注意を徹底していたが、看板には接触しないという思い込みによる重機オペレータの不用意な旋回。 ・監視員が配置されていたにもかかわらず、重機オペレータは、不注意によりその合図を見落とした。	・作業前の朝礼等で、危険箇所、安全上の留意点などを周知徹底するとともに、留意すべき支障物を視差呼称にて確認することを徹底する。 ・監視員は、重機オペレータが目視できる位置で合図を送り、オペレータは合図を確認したのち操作するよう徹底する。
22 土 (18)	R1.10.23 14:00 墜落・転倒	業務	砂防施設点検のため、溪流沿いの前日の雨で湿った道を移動していたところ、倒木等で道幅が狭くなった箇所、前日の雨で緩んだ路肩から滑落し負傷した。 男25歳 左橈骨頸部骨折、左肩打撲(2か月の加療)	・溪流沿いの道で、倒木等で道幅が変化する中、前日の雨で滑りやすくなっていただけにもかかわらず、前方、足元の注意を怠った。	・前日に大雨が降った場合は、現地の立ち入りを延期。 ・危険と判断した場合は、作業を中止し社内での対策の協議後、現地の作業を実施。 ・現地での携帯電話の利用状況により、衛星電話を携帯する。
23 土 (20)	R1.10.25 18:45 飛来物	道路	道路工事における、工事現場を囲うロープについて、その端部の余った部分(5m)を束ねて鉄ピンに固定していたが、強風により解けて道路側へ流され、通りかかった一般車両に接触し、その車両を損傷させた。 (物損事故) 公衆物損 (一般車両 1台ボンネット等一部損傷)	・工事現場資材等が強風による飛散によって、第三者へ被害が及ぶことへの認識が希薄であった。 ・現場代理人は、毎日朝夕2回保安施設の安全点検を行っていたが、現場を囲うロープ端部の余り部分の固定に不備があることを、認識できなかった。	・安全巡視記録に、「第三者に対する安全確保」の項目を設け、日2回の保安施設の管理を行う。 ・事故の原因となったロープ端部の余った部分を切り取るとともに、事故現場付近の工事看板や保安施設が一般車両に接触しないよう、位置や夜間の視認性の確認を行い、同様の事故の防止を図る。
24 土 (19)	R1.11.08 10:00 埋設物	道路	ボックスカルバート工において、BHで周辺地盤掘削作業中、水道管仕切弁に接触し、約80cm下の水道管φ25が損傷した。 (物損事故) 公衆物損 上水道管損傷 受益なし。	・KYミーティング等で注意喚起するとともに、現地に埋設物位置を明示していた。また、仕切弁は目視できたが、県道際の工事であり、予期せぬ地盤改良層が出たことから、BHオペレータの注意が散漫となり、これに接触してしまった。	・「地下埋設物の事故防止マニュアル」を遵守し、近接作業においては、埋設物責任者が指揮のうえ作業を行う。 ・必要に応じて、人力にて施工する。 ・埋設物の位置及び掘削ラインを目立つスプレーで明示する。

令和元年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和2年3月末現在) (No:7)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
25 農 (3)	R1.12.04 14:00 埋設物	農地	水路製品設置工において、バックホウで床掘作業をしていたところ、バケットが、宅地への引込管(φ40)に接触し破損させた。 (物損事故) 公衆物損 上水道管損傷 (1戸 断水1時間)	・埋設物事故防止マニュアルを活用し、かつ水道管理者立ち合いのもと試掘を実施していたが、水道管等位置の把握が不十分であった ・水道管理者から、引込管について十分注意するよう指導を受けていたが、埋設物に対する安全管理体制が不十分であった。	・工事着手前に、地下埋設物の事故防止マニュアルに基づき、現地調査や関係機関等への聞き取りを行い、埋設物の有無や位置の確認を確実にを行う。 ・施工箇所に埋設物の存在が明らかな場合は、朝礼時等に現場に携わる者で情報の共有を行い、各々が安全を確認できるようにする。
26 土 (21)	R1.12.07 10:00 建設機械	道路	ボックスカルバート施工のため、ミニバックホウ(0.09m ³)をバックホウ(0.7m ³ 、クレーン機能付き)にて床付面へ吊り下ろす作業中にバックホウ(0.7m ³)がバランスを崩し転倒した。 業者物損 BH0.7: エンジンルームカバーの損傷、キャビン下部のガラス割れ、BH0.09操作レバー、イスの損傷	・バックホウ(0.7m ³)の最大吊り荷重は2.9tであり、ミニバックホウ(0.09m ³)の機体質量2.8tを上回っているものの、最大荷重に近かった。 ・ミニバックホウの吊り下ろし作業中に荷ぶれがあり、これに対して、作業員が不用意なバケット操作をしたため、荷ぶれが大きくなりバックホウ(0.7m ³)がバランスを崩し転倒することとなった。	・吊り作業を行う際の荷重を、吊り作業を行う重機の最大吊り荷重の50%までに設定する。 ・重機の吊り作業は、移動式クレーン(25t)を使用して行う。
27 土 (22)	R1.12.10 8:30 架空物	災害	バックホウを現場へ搬入させようと巡回させた際、アームヒンジ部で、有線ケーブルの吊り螺旋金具に接触し、これを切断した。 (物損事故) 公衆災害・ケーブルテレビ吊り螺旋金具破損(回線遮断等の被害は無。)	・仮設道路入り口付近であることから、施工範囲外と認識し、架空線の防護等措置を怠った。 ・重機作業時の見張り員の配置を怠った。	・重機作業時の見張り員の配置、架空線への目印取付け。 ・下請業者を含めた安全教育の実施。
28 林 (3)	R1.12.11 10:00 立木処理	治山	工事準備工において、立木伐採作業中、立木が予想外の方向へ倒れ、伐採業者の車両、地権者の小屋の一部(薪小屋)を損壊した。 (物損事故) 業者物損 社用車損傷 公衆災害 薪小屋損壊	・伐倒木の上部に、もたれ掛かってきている枯木(かかり木)に気が付かないまま作業を進めたこと。また、伐倒方向の確認も十分でなかった。 ・伐採方向を決める「受け口」の逆方向からの切込み(「追い口」)を入れる際、上記により倒れないことから、規定以上に切ってしまったため想定外の方向へ倒れた。	・事前に伐採に熟達した者が複数人で状況を確認し、手順を協議したうえで作業を行う。また、作業中に予定外の状況になった場合も確認し対策を講ずること。 ・追い口を入れる際、適正な切り残し(つる)を残すことを徹底する。 ・伐倒の影響範囲内に、保全すべきものがある場合は事前に対応しておく。 ・労働安全衛生規則 第二編 第8章「伐木作業等における危険の防止」について再度熟知するように教育訓練を行う。

令和元年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和2年3月末現在) (No:8)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
29 土 (23)	R1. 12. 27 13:30 架空物	砂防	<p>工用道路施工時の際、BHでのり面整形作業中に、BHアームが誤ってNTT架線に接触し、架線保護線を切断した。</p> <p>(物損事故) 公衆災害・ケーブルテレビ吊り螺旋金具破損 (回線遮断等の被害は無。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・架線位置が高く、バックホー運転手 ・監視員の双方とも、架線への接触に気付かなかった。 ・作業の慣れから、運転手の注意が足りなかった。 ・短期間の作業であるため、保護管を設置していなかった。(目印(リボン)は設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意が必要な箇所付近での作業には、監視員の合図が無い場合は重機を稼働させない。 ・KY活動時に架線の切断について、再度事故対策を徹底する。 ・短期の作業であっても、架線下で作業をする場合は保護管を設置する。
30 土 (24)	R2. 1. 20 12:00 架空物	道路	<p>道路工事現場にて、バックホウを移動しようと旋回した際に、現場内を横断するNTTの架線をバックホウアームで引っ掛け切断した。</p> <p>(物損事故) 公衆災害・NTT架線を切断 (1軒 回線不通 2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線が比較的高い位置 (H=5.7m) にあり、重機等との接触の可能性は低いとして、看板設置、保護等による事故防止措置を行っていなかった。 ・主任技術者が、バックホウ移動の指示をする際、運転手へ架空線の確認や注意喚起を怠った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線は旗付きトラロープ等により明示する。 ・架空線付近に看板等を設置し、作業員への注意喚起を行う。 ・架空線近接作業時に、監視員を配置する。
31 林 (4)	R2. 1. 21 9:00 交通事故	治山	<p>伐採集積用の重機 (0.45BH) をトラックで搬送中、現場近くの路地へバックにて方向転換しようとした際、車体が民家のブロック塀に接触し、これを損壊させた。</p> <p>(物損事故) 公衆災害・民家ブロック塀を損壊 (1箇所、H=1m、L=3m)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック運転手 (下請け業者) が、狭い路地で不用意に方向転換を試みようとしたため、後方の安全確認が疎かになった。 ・事故発生現場交差点について、誘導員配置の必要性の認識が不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重機の積み下ろし等に関する作業がある場合は、運搬車両運転手と連絡を取り合い、誘導員を配置するなど周辺の安全確保を行う。
32 土 (25)	R2. 2. 10 8:40 その他	建築	<p>仮設の仮囲い撤去時に、誤ってパネルを倒し、隣接地の車両に接触し損傷させた。</p> <p>(物損事故) 公衆災害 車両1台損傷 (第三者所有の車両1台)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天候が悪く (小雪)、パネルが濡れていたため、手が滑ってパネルを転倒させた。 ・朝礼時のKYミーティングで、仮設材の車両への接触注意を確認していたが、気温が低い中、手が強張ったまま作業を続ける等作業員の注意が足りなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数人で作業をする際は声掛けをしながらパネルの転倒防止に努める。 ・安全教育を徹底し、不安全行動を発見したら作業を中止させ安全を確認してから作業させる。

令和元年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和2年3月末現在) (No:9)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
33 土 (26)	R2. 2. 12 15:30 工具・資材	道路維持	高所作業車で支障木伐採作業中、作業員が剪定用機械操作を誤り、左手人差し指に触れ負傷した。 業者自身 男63歳 左手示指末節開放骨折（治療期間6週間）	・剪定用機械は、両手にて保持し作業を行うものであるが、ゴンドラを適切な位置へ操作しなかったため、離れた位置を伐採することとなり、片手で作業を行っていた。 ・KYミーティングにおいて、選定用機械による作業は、キックバック等の可能性があることから、使用時は必ず両手で手保持するよう指示を受けていたが注意を怠った。	・KY活動では、全般的な注意事項を周知するだけでなく、各作業における個別の危険性、使用機械の性能を確認し、注意事項の洗い出しを徹底する。 ・各作業を行う際に、足場等を確実な作業ができる位置に移動し、安全を確保する。 ・作業員以外の者も作業位置、姿勢などを注視し声掛けなどで適正な作業状況を維持する。
34 土 (27)	R2. 2. 20 10:30 埋設物	道路	道路照明灯基礎の掘削作業を穴掘建柱車で行ったところ、地下埋設物の上水道管φ150を破損した。 (物損事故) 公衆災害 上水道管（φ150）損傷。 受益1戸（断水：9時間）	・施工者は、工事序盤に水道管理者と事前の打合せを行っていたが、実際の施工は相当期間空いた後の工期後半になり、また道路形状も当初と変わっていたことにより、埋設管の確認を失念してしまっただ。 ・埋設管について、施工計画には、現地立会や試験掘りによりその位置を確認することとなっていたが、これを怠った。	・現場内の支障物について、常に位置を確認できるように、現場に位置図を掲示する。 ・作業前には必ず現場内の支障物の位置を確認し、朝礼時、危険予知活動及び安全ミーティングでの注意喚起を徹底する。
35 土 (28)	R2. 2. 27 12:20 架空物	河川	準備工として、現場内に繁茂した草木の伐採・積み込み作業のため、バックホウを移動させていた際、重機アームが上空のNTT架線に引っ掛かり切断した。 (物損事故) 公衆災害 ・NTT回線切断 (関係戸数13戸、回線不通時間 約4時間)	・架空線が地上高6mの位置にあったことから、安全対策の必要性に対する意識が希薄であった。 ・重機の作業範囲内であるにも関わらず、見張り員の配置、架空線の保護を怠った。	・現場及び周辺に架空線がある場合、保護管、目印の設置、見張り員配置等を徹底する。 ・準備工を含む現場着手前には、現場代理人又は主任技術者が、施工計画で定めた安全管理実行を徹底する。
36 土 (29)	R2. 3. 10 10:20 埋設物	道路 (業務)	路上でボーリング調査作業の際に、誤って道路下埋設管（上水道DCφ100）を損傷させた。 (物損事項) 公衆災害 ・上水道管（DCφ100）損傷 復旧の際に受益11戸（断水：2.5時間）	・現地で下水道管の存在は把握していたが、他の埋設管について、管理者等関係者への確認を怠った。 ・ボーリング屈伸作業時に、硬いものに当たったにも関わらず、確認しないまま掘削を続けたため水道管を破損した。	・地下埋設物事故防止マニュアルにより、事前確認及び管理者の立会の下調査を行う。 ・地質調査の作業計画書提出時に、地下埋設物チェックリストにより確認し、これを添付する。

令和元年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

(令和2年3月末現在) (No:10)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
37 農 (4)	R2.3.13 10:10 建設機械	農地	固化剤で改良した浚渫残土の盛り立て作業中、盛土法面が滑り崩壊し、重機が押し流される形で転倒した。 業者物損 BH0.7転倒、重機の軽微な損傷	・改良された浚渫残土の盛土作業において、降雨後の、慎重な現場確認・作業を求められるところであったが、慎重さを欠き、法面等の変状を見逃した。	・地山点検、重機作業床の点検を。日3回から5回とし、現場確認を徹底する。 ・盛土肩に変位観測用杭の接地、および専従の見張り員を配置により現場の異常を速やかに察知できるようにする。 ・残土の掻き上げ作業を減らし、より緩勾配で転圧盛土を行う作業計画とする。
38 土 (30)	R2.3.20 9:10 工具・資材	道路	型枠組立作業において、膝上で固定した型枠材を手鋸で切断したところ、勢い余って膝付近を切創した。 業者自身 男 51歳 左膝切創(2週間の通院加療)	・切断物を体(左足大腿部)で固定し、切断作業を行ったことが原因。 ・事故となった作業が、前日の残りの軽作業であったことから、朝礼でのKY活動で扱わなかった。	・切断物の固定は、確実な足元を確保し、安定した物の上へのせ固定し、体から離して作業を行うよう周知・徹底させる。 ・軽作業に対しても危険予知を行い安全意識向上に努める。
39 林 (5)	R2.3.23 17:00 転倒	治山	現場作業終了後、仮設昇降機乗降場へ歩いて移動する際、不注意により路上の転石に足を取られ、足首を捻り受傷した。 業者自身 男 42歳 右足捻挫、右足根部挫傷	・作業終了し、歩経路移動中、同僚との会話に夢中となっていたため、足元への注意が疎かとなり、転石に乗り足を負傷した。	・歩経路の清掃及び歩行の妨げとなる転石の除去実施。 ・歩経路にロープ等による通り表示。 ・毎月の安全教育・施工前の朝礼、KY活動で個々の安全意識の向上。